

小型移動式クレーンの運転テキスト (8訂4版1刷⇒8訂5版1刷)

テキストページ	項番	行・図表	新 (8訂5版1刷)	旧 (8訂4版1刷)
	表紙		表紙・背表紙・裏表紙 8T-5H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 8T-4H-1Z
	奥付		2026年7月20日 8訂第5版1刷	2025年5月9日 8訂第4版1刷
	凡例		2. 用語は、法令で用いられているものに従い、その他は日本産業規格、日本機械学会発行の機械用語集を参考としました。単位は、国際単位系 (S I 単位系) に従いました。	2. 用語は、法令で用いられているものに従い、その他は日本産業規格、日本機械学会発行の機械用語集を参考としました。法令文中の表記では、促音、拗音は「行つて」が「行つて」と記されています。このため本文中で引用される条文もこれに従い、そのまま記述しました。単位は、国際単位系 (S I 単位系) に従いました。
第1章 小型移動式クレーンに関する知識				
23	1.5.2		(移ク構規第27条 過負荷防止構規第1条)	(移ク構規第27条 過負荷防止構規第1条)
第7章 関係法令				
121	7.2		労働安全衛生法 (抄) 昭和47年6月8日法律第57号 改正 令和7年5月14日法律第33号	労働安全衛生法 (抄) 昭和47年6月8日法律第57号 改正 令和4年6月17日法律第68号
121	7.2		労働安全衛生法施行令 (抄) 昭和47年8月19日政令第318号 改正 令和8年3月31日政令第90号	労働安全衛生法施行令 (抄) 昭和47年8月19日政令第318号 改正 令和7年2月19日政令第35号
122	7.2		第3条 3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。
122	7.2		第4条 労働者及び労働者以外の者が労働者との同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
123	7.2		第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
123	7.2		第26条 労働者及び労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
123	7.2		第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
123	7.2		第33条 機械等で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの (以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	第33条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの (以下「機械等貸与者」という。)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
124	7.2		第37条 3 第1項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者 (以下「登録設計審査等機関」という。)が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査 (以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。	第37条 新設
125	7.2		第38条 特定機械等 (別表第1第1号、第2号、第4号及び第8号に掲げる機械等)に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項 (次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)については当該特定機械等を外国において製造した者が同項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができる。	第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等 (特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者 (以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項 (次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)については当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受け
126	7.2		第39条 登録設計審査等機関は、前条第1項又は第2項の検査 (以下「製造時等検査」という。)に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。	第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査 (以下「製造時等検査」という。)に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。
126	7.2		第42条 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければならない。労働者に使用させてはならない。 3 事業者 (厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。)又は個人事業者 (これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者 (これらの者が「作業従事役員等」という。)は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者との同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければならない。これを適用してはならない。 ※令和9年4月1日施行	第42条 新設 新設
127	7.2		第59条 4 作業従事役員等は、労働者との同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 ※令和9年4月1日施行	第59条 新設
130	7.2		第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。	第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

ページ	項番	行・図表	新（8訂5版1刷）	旧（8訂4版1刷）
130	7.2		第119条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
130	7.2		第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。	第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
130	7.3		労働安全衛生規則（抄） 昭和47年9月30日労働省令第32号 改正 令和8年3月31日厚生労働省令第68号 削除	労働安全衛生規則（抄） 昭和47年9月30日労働省令第32号 改正 令和7年2月19日厚生労働省令第12号
130	7.3		削除 ※令和9年4月1日施行	規格に適合した機械等の仕様 第27条 事業者は、法別表第2に掲げる機械等及び令第13条第3項各号に掲げる機械等については、法第42条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。 法別表第2に掲げる機械（126頁） 令第13条第3項各号の機械（126頁） 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 ・クレーン構造規格 ・移動式クレーン構造規格 ・デリック構造規格 ・クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格 ・保護帽の規格 ・安全帯の規格 （クレーン等以外は略）
131	7.3		第29条 2 前項の規定は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う法第42条第3項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。この場合において、前項第二号及び第四号中「事業者」とするのは、「安全装置等を設けた事業者」と読み替えるものとする。 3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならない。ただし、次の各号のすべてに該当するときは、この限りでない。 一 当該機械等の点検、調整等作業の性質上やむを得ない場合であること。 二 周囲の作業従事者との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、当該機械等の点検、調整等の作業により他の作業従事者に危険を及ぼすことがないことが確認できること。 4 作業従事役員等は、前項ただし書の場合において、安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復しておかなければならない。 5 事業者は、第1項第四号（第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。 6 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（第2項の場合を除く。）において、当該機械等の安全装置等が取り外され、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。 ※令和9年4月1日施行	第29条 新設 新設 新設 2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。 新設
132	7.3		第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。 2 法第59条第4項の規定にかかわらず、作業従事役員等は、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、当該特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しない。 ※令和9年4月1日施行	第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。 新設
133	7.3		第33条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	第83条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
134	7.3		第349条 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。	第349条 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。
134	7.3		第665条 法第33条第1項の厚生労働省令で定める者は、令第10条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として事業を行う者に貸与する者とする。	第665条 法第33条第1項の厚生労働省令で定める者は、令第10条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者とする。
134	7.3		第666条 前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を事業を行う者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。・・・ 2 前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業を行う者が行うもの・・・	第666条 前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。・・・ 2 前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行うもの・・・
135	7.3		機械等の貸与を受けた事業を行う者の講ずべき措置 第667条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた事業を行う者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。	機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置 第667条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。
135	7.3		第668条 前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた事業を行う者から同条第二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。	第668条 前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条第二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。
136	7.4		クレーン等安全規則（抄） 昭和47年9月30日労働省令第34号 改正 令和8年3月23日厚生労働省令第29号	クレーン等安全規則（抄） 昭和47年9月30日労働省令第34号 改正 令和7年2月25日厚生労働省令第14号
137	7.4		第53条 2 前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第1号）に移動式クレーンの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第53条の2第1項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該移動式クレーンの設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、移動式クレーンの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。 一 登録設計審査等機関のうち当該移動式クレーンを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行った設計審査の結果を記載した書類 二 次の事項を記載した書面 イ 製造の過程において行う検査のための設備の概要 ロ 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要 三 強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面	第53条 2 前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第1号）に移動式クレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。 一 強度計算の基準 二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要 三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

ページ	項番	行・図表	新(8訂5版1刷)	旧(8訂4版1刷)
137	7.4		<p>設計審査 第53条の2 登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、移動式クレーン設計審査申請書(様式第1号の2)に移動式クレーンの組立図及び移動式クレーンの強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。</p> <p>2 登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行った設計審査の結果を記載した移動式クレーン設計審査結果証明書(様式第1号の3)を申請者に交付する。</p>	新設
137	7.4		<p>第55条 移動式クレーンを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該移動式クレーンについて、設計審査を行った登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。</p> <p>5 製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書(様式第15号)に移動式クレーン明細書(様式第16号)、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に・・・</p> <p>6 登録設計審査等機関は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第17号による刻印を押し、その移動式クレーン明細書を申請者に交付するものとする。</p> <p>7 登録設計審査等機関は、製造検査に合格した移動式クレーンについて、申請者に対し、移動式クレーン検査証(様式第21号)を交付するものとする。</p>	<p>第55条 移動式クレーンを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <p>5 製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書(様式第15号)に移動式クレーン明細書(様式第16号)、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に・・・</p> <p>6 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第17号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第18号による製造検査済の印を押し、前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。</p>
138	7.4		<p>都道府県労働局長が製造検査の業務を行う場合における規定の適用 第55条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の製造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条(第1項ただし書を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行った登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。</p>	新設
139	7.4		<p>第57条 次の者は、法第38条第1項の規定により、それぞれ当該移動式クレーンについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。</p>	<p>第57条 次の者は、法第38条第1項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p>
139	7.4		<p>移動式クレーンの再交付等 第59条 移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式クレーン検査証再交付申請書(様式第8号)に次の書面を添えて、当該移動式クレーン検査証を交付した者に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>一 移動式クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面 二 移動式クレーン検査証を損傷したときは、当該移動式クレーン検査証</p> <p>2 移動式クレーン検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)した登録設計審査等機関が交付した移動式クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証再交付申請書(様式第8号)に第1項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、移動式クレーンを設置している者に対し、与えるものとする。</p> <p>4 所轄労働基準監督署長は、前2項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、登録省令第9条に基づく報告その他の方法で確認した当該移動式クレーンの性能検査の結果等に基づくものとする。</p> <p>5 移動式クレーンを設置している者に異動があったときは、移動式クレーンを設置している者は、当該異動後10日以内に、移動式クレーン検査証書替申請書(様式第8号)に移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。</p>	<p>移動式クレーン検査証 2 移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証を滅失し又は損傷したときは、移動式クレーン検査証再交付申請書(様式第8号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>一 移動式クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面 二 移動式クレーン検査証を損傷したときは、当該移動式クレーン検査証</p>
141	7.4		<p>第64条 事業者は、移動式クレーンについては、製造許可基準のうち移動式クレーンの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。</p>	<p>第64条 事業者は、移動式クレーンについては、厚生労働大臣の定める基準(移動式クレーンの構造に係る部分に限る。)に適合するものでなければ使用してはならない。</p>
142	7.4		<p>第67条 2 作業従事役員等は、労働者と同じ場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。</p> <p>一 移動式クレーンに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令 五 移動式クレーンの運転 六 移動式クレーンの運転のための合図 (4項 略) ※令和9年4月1日施行</p>	<p>第67条 新設</p> <p>2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。</p> <p>一 移動式クレーンに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令 五 移動式クレーンの運転 六 移動式クレーンの運転のための合図 (3項 略)</p>
145	7.4		<p>第72条 事業者は、移動式クレーンを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</p>	<p>第72条 事業者は、移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</p>
145	7.4		<p>第74条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>	<p>第74条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>
145	7.4		<p>第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷(第6号の場合には、つり具を含む。)の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>	<p>第74条の2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷(第6号の場合には、つり具を含む。)の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>

テキストページ	項番	行・図表	新（8訂5版1刷）	旧（8訂4版1刷）
148	7.4		<p>第76条 5 第1項から前項までの規定は、法第45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、第1項から第3項までの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。 ※令和9年4月1日施行</p>	<p>第76条 新設</p>
148	7.4		<p>第77条 3 前2項の規定は、法45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。 ※令和9年4月1日施行</p>	<p>第77条 新設</p>
149	7.4		<p>第79条 事業者は、第76条第1項及び第2項並びに第77条第1項及び第2項の自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。 2 前項の規定は、法45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と、「第76条第1項及び第2項並びに第77条第1項及び第2項」とあるのは「第76条第5項において準用する同条第1項及び第2項並びに第77条第3項において準用する同条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。 ※令和9年4月1日施行</p>	<p>第79条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。 新設</p>
149	7.4		<p>第80条 事業者、第76条第1項若しくは第2項若しくは第77条第1項若しくは第2項の自主検査又は第78条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 2 個人事業者は、第76条第5項において準用する同条第1項若しくは第2項又は第77条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修するものとする。 ※令和9年4月1日施行</p>	<p>第80条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 新設</p>
156	7.5		<p>第26条 第24条の巻過ぎを防止するための警報装置は、次に定めるところによるものでなければならない。</p>	<p>第26号 第24条の巻過ぎを防止するための警報装置は、次に定めるところによるものでなければならない。</p>